

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十七年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおぞら相続相談所

三 代表者の氏名

仲本 昌之

四 主たる事務所の所在地

奈良市花芝町一六番地一 第二丸谷ビル二階はなしば法律事務所

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県民に対して、遺言・相続に関する法務・税務・行政手続きに対する理解を深めていただくため、県内各所に於いて相続相談所開催による啓蒙活動を行い、広く県民福利の増進を図る事を目的とする。